

日の出町ふるさと納税（寄附）返礼品提供事業者及び返礼品選定基準

令和6年4月16日

訓令第12号

（返礼品提供事業者の選定基準）

- 1 返礼品提供事業者は、以下に定める条件をすべて満たしていることとする。
ただし、町が適当でないと認めた場合はこの限りではない。
 - ① 町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場のいずれかを有する法人・団体または個人事業者であること。
 - ② 登録時において既に到来している町税を滞納していない事業者であること。
 - ③ 各種法令に沿って生産、製造、加工された商品やサービスの提供等を行っていること。
 - ④ 代表者及び従業員等が「日の出町暴力団排除条例」に定める暴力団の構成員等でないこと。
 - ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業とされる業種ではないこと。
 - ⑥ 個人情報保護法及び町条例に基づき、個人情報を適切に扱うことができる事業者であること（取得した個人情報は、返礼品の発送以外の目的に使用することはできないこととする。）。
 - ⑦ ふるさと納税サイトへの返礼品登録等のためにインターネットに接続できるパソコンを有し、かつ、返礼品の発注や連絡のための手段として、電子メールを使用できる環境を有していること。
 - ⑧ 町競争入札参加資格指名停止措置基準に基づく指名停止を受けている事業者でないこと。

（返礼品の選定基準）

- 2 返礼品において、総務省の定める別記※「国の地場産品基準」における1から9までのいずれに該当する地場産品であること。また、以下の項目において、該当する商品やサービス（以下「商品等」とする。）であること。

- ① 町の魅力発信、知名度向上や地場産業の振興に繋がるものであること。
- ② 返礼品が食品の場合、食品衛生に関する法令等を遵守しているものであること。
- ③ 返礼品がサービス提供の場合、寄附者に当該サービスの提供が受けられることがわかるサービス利用券等を発行し、返礼品の送付後1年程度の有効期限が設けられたものであること。
- ④ 品質及び数量について、年間を通して安定供給が見込めるもの。ただし、あらかじめ期間や数量などの条件を設けて供給する場合は、その条件内において安定供給が見込めるもの。
- ⑤ 返礼品は配送に十分耐えられるものとし、飲食物の場合においては、返礼品の到着の際に一定期間の賞味期限が保証されているものであること。
- ⑥ 金銭類似性が高いなど、ふるさと納税制度の趣旨に反するものでないこと。
- ⑦ 公序良俗に反するものでないこと。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。

※別記

地場産品基準類型

- 1・・・当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2・・・当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3・・・当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 3(熟成肉)・・・地場産品基準第3号ただし書に規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。
- 3(精米)・・・地場産品基準第3号ただし書に規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。
- 4・・・返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの
(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 5・・・地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6・・・前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものと合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 7・・・当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 7の2・・・当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 8イ・・・市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするものであること。
- 8ロ・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするものであること。
- 8ハ・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするものであること。
- 9・・・震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。
- ~~~~~
- 99・・・前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。(告示第5条柱書き)(例:〇〇pay 商品券、△△Pay)